第1条 この条例は，行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関す る法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。
（定義）
第2条 この条例における用語の意義は，法の例による。
（個人番号の利用範囲）
第3条 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は，別表第 1 の左欄に掲げる機関が行う同表 の右欄に掲げる事務，別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行ら法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務とする。

2 別表第 2 の左欄に掲げる機関は，同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で，同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用するこ とができる。ただし，法の規定により，情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は，こ の限りでない。

3 市長又は教育委員会は，法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することが できる。ただし，法の規定により，情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は，この限 りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において，他の条例，規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付 けられているときは，当該書面の提出があったものとみなす。 （委任）

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定める。
附 則
この条例は，平成28年1月1日から施行する。ただし，第3条第2項ただし書及び第 3 項ただし書の規定は，法附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成 28 年条例第 28 号）
この条例は，公布の日から施行する。
別表第1（第3条第1項）
（平28条例28•一部改正）

| 機関 | 事務 |
| :---: | :---: |
| 1 市長 | 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和 29年5月8日社発第 382 号厚生省社会局長通知。以下「通知」という。） による行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱い によって実施されている外国人の保護に関する事務であって規則 で定めるもの |
| 2 市長 | 四街道市ねたきり身体障害者及び重度知的障害者福祉手当支給条例（昭和 49 年条例第 21 号）による福祉手当の支給に関する事務で あって規則で定めるもの |
| 3 市長 | 四街道市重度心身障害者医療費助成条例（平成27年条例第26号） による重度心身障害者の医療費の助成に関する事務であって規則 で定めるもの |
| 4 市長 | 四街道市障害者日常生活用具給付等規則（平成 2 年規則第 6 号）によ る日常生活用具の給付等及び日常生活用具の取付工事費の助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| 5 市長 | 四街道市地域生活支援給付費支給規則（平成19年規則第32号）に よる地域生活支援給付費の支給に関する事務であって規則に定め るもの |
| 6 市長 | 四街道市軽度•中等度難聴児補聴器購入費助成金支給要綱（平成 24年告示第158号）による軽度•中等度難聴児補聴器購入費助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの |


| 7 市長 | 四街道市こどもルーム条例（平成17年条例第21号）によるこども |
| :--- | :--- | :--- |
|  | ルームの保育料の減免に関する事務であつて規則で定めるもの |

別表第2（第3条第1項）
（平28条例28•一部改正）

| 機関 | 事務 | 特定個人情報 |
| :---: | :---: | :---: |
| 1 市長 | 通知による行政措置として日本国民に対す る生活保護に準じた取扱いによって実施さ れている外国人の保護に関する事務であっ て規則で定めるもの | 法別表第2の26項の第4欄に掲げる特定個人情報であって規則で定め るもの |
| 2 市長 | 四街道市ねたきり身体障害者及び重度知的障害者福祉手当支給条例による福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるも の | 地方税関係情報，住民票関係情報又は障害者関係情報であって規則 で定めるもの |
| 3 市長 | 四街道市重度心身障害者医療費助成条例に よる重度心身障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報，住民票関係情報，障害者関係情報，生活保護関係情報，通知により取り扱ら生活に困窮する外国人に対する生活保護 の措置に関する情報 <br> （以下「外国人生活保護関係情報」という。），中国残留邦人等支援給 |


|  |  | 付等関係情報又は医療保険給付関係情報であ って規則で定めるもの |
| :---: | :---: | :---: |
| 4 市長 | 四街道市障害者日常生活用具給付等規則に よる日常生活用具の給付等及び日常生活用具の取付工事費の助成に関する事務であっ て規則で定めるもの | 地方税関係情報，住民票関係情報，障害者関係情報，生活保護関係情報，外国人生活保護関係情報又は介護保険給付等関係情報であっ て規則で定めるもの |
| 5 市長 | 四街道市地域生活支援給付費支給規則によ る地域生活支援給付費の支給に関する事務 であって規則に定めるもの | 地方税関係情報，住民票関係情報，障害者関係情報，生活保護関係情報，外国人生活保護関係情報又は介護保険給付等関係情報であつ て規則で定めるもの |
| 6 市長 | 四街道市軽度•中等度難聴児補聴器購入費 <br> 助成金支給要綱による軽度•中等度難聴児補聴器購入費の助成金の支給に関する事務 であって規則で定めるもの | 地方税関係情報，住民票関係情報又は障害者関係情報であって規則 で定めるもの |
| 7 市長 | 四街道市こどもルーム条例によるこどもル ームの保育料の減免に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報，住民票関係情報，生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であつ て規則で定めるもの |
| 8 市長 | 四街道市ひとり親家庭等医療費等助成条例 による医療費等助成金の支給に関する事務 であって規則で定めるもの | 地方税関係情報，住民票関係情報，生活保護関係情報，外国人生活 |


|  |  | 保護関係情報又は医療 <br> 保険給付関係情報であ <br> って規則で定めるもの |
| :--- | :--- | :--- |
| 9 市長 | 四街道市子ども医療費の助成に関する条例 <br> によ方税関係情報，住民 <br> ある子ども医療費の助成に関する事務で票関係情報，生活保護 <br> あって規則で定めるもの |  |
| 関係情報，外国人生活 <br> 保護関係情報又はは医療 |  |  |
| 保険給付関係情報であ |  |  |
| って規則で定めるもの |  |  |

